

第176回秋田県都市計画審議会

議 案 書

平成30年3月27日

秋田県都市計画審議会

第176回

議案一覧

秋田県都市計画審議会

日時：平成30年3月27日(火) 午後1時30分～

場所：ルポールみずほ 2階 桔梗の間

次 第

1 はじめに

2 開 会

3 報 告

前回付議議案の処理状況について

4 議 事

- (1) 北秋田都市計画道路の変更について(3・4・3号太田川口線及び3・4・7号大町田中線)
- (2) 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置の許可について
- (3) 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく工作物の敷地の位置の許可について

5 その他

6 閉 会

議案第1号 北秋田都市計画道路の変更について(3・4・3号太田川口線及び3・4・7号大町田中線)

議案第2号 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置の許可について(特定行政庁秋田県知事)

議案第3号 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく工作物の敷地の位置の許可について(特定行政庁秋田県知事)

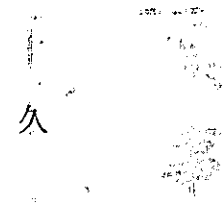
前回（第175回）付議議案の処理状況

議案番号	議 案 名	決定主体	関係市町村	決 定 告 示 等
平成28年度議案第4号	仙北都市計画道路（3・4・1号中央線、3・4・2号大町通線及び3・6・3号横町菅沢線）の変更について	秋田県	仙北市	平成29年4月4日 秋田県告示第194号
平成28年度議案第5号	建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置の許可について（特定行政庁秋田県知事）	秋田県	大仙市	平成29年3月27日 秋田県指令建-998
平成28年度議案第6号	建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置の許可について（特定行政庁秋田県知事）	秋田県	大仙市	平成29年3月27日 秋田県指令建-999

平成29年度 議案第1号

秋田県都市計画審議会会長 様

秋田県知事 佐竹 敬久



北秋田都市計画道路の変更について

(3・4・3号太田川口線
及び3・4・7号大町田中線)

北秋田都市計画道路の変更について (諮問)

このことについて、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、別添のとおり秋田県都市計画審議会に付議します。

3・4・3号太田川口線

3・4・7号大町田中線

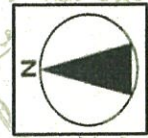
平成30年3月27日審議

秋田県都市計画審議会会長

総括図

北秋田都市計画道路の変更

3・4・3太田川口線ほか



凡例	
変更前	
変更後	

変更前 3・4・3 太田川口線 L=5, 120m W=16m 2車線

変更後 3・4・3 太田川口線 L=5, 120m W=16m 2車線

変更前 3・4・7 大町田中線 L=1, 530m W=16m

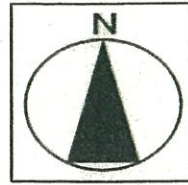
変更後 3・4・7 大町田中線 L=1, 530m W=16m 2車線

凡例			
都市計画区域	City Planning Area		4,788 (千㎡)
準防火地域	Quasi Fire Protection Zone		54.8
用途地域	Use District	建ぺい率 容積率	面積 (ha)
第一種低層住居専用地域	Category 1 Low-Rise Residential Zone	5/10 8/10	76.0
第一種中高層住居専用地域	Category 1 High-Rise Residential Zone	5/10 10/10	22.0
第二種中高層住居専用地域	Category 2 High-Rise Residential Zone	5/10 15/10	7.0
第一種住居地域	Category 1 Residential Zone	6/10 20/10	162.0
第二種住居地域	Category 2 Residential Zone	6/10 20/10	19.0
近隣商業地域	Neighborhood Commercial Zone	8/10 30/10	15.0
商業地域	Commercial Zone	8/10 40/10	3.7
準工業地域	Quasi-Industrial Zone	8/10 40/10	38.0
工業地域	Industrial Zone	6/10 20/10	30.0
合計			369.7
都市公園	City Park		30.67
緑地	Green Space		92.0
都市計画道路	City Planning Road		---
汚物処理場・火葬場	Wastewater Treatment Plant / Crematorium		2.7
土地区画整理事業区域	Land Reclamation Project Area		58.3

計 画 図

北秋田都市計画道路の変更

3・4・3 太田川口線

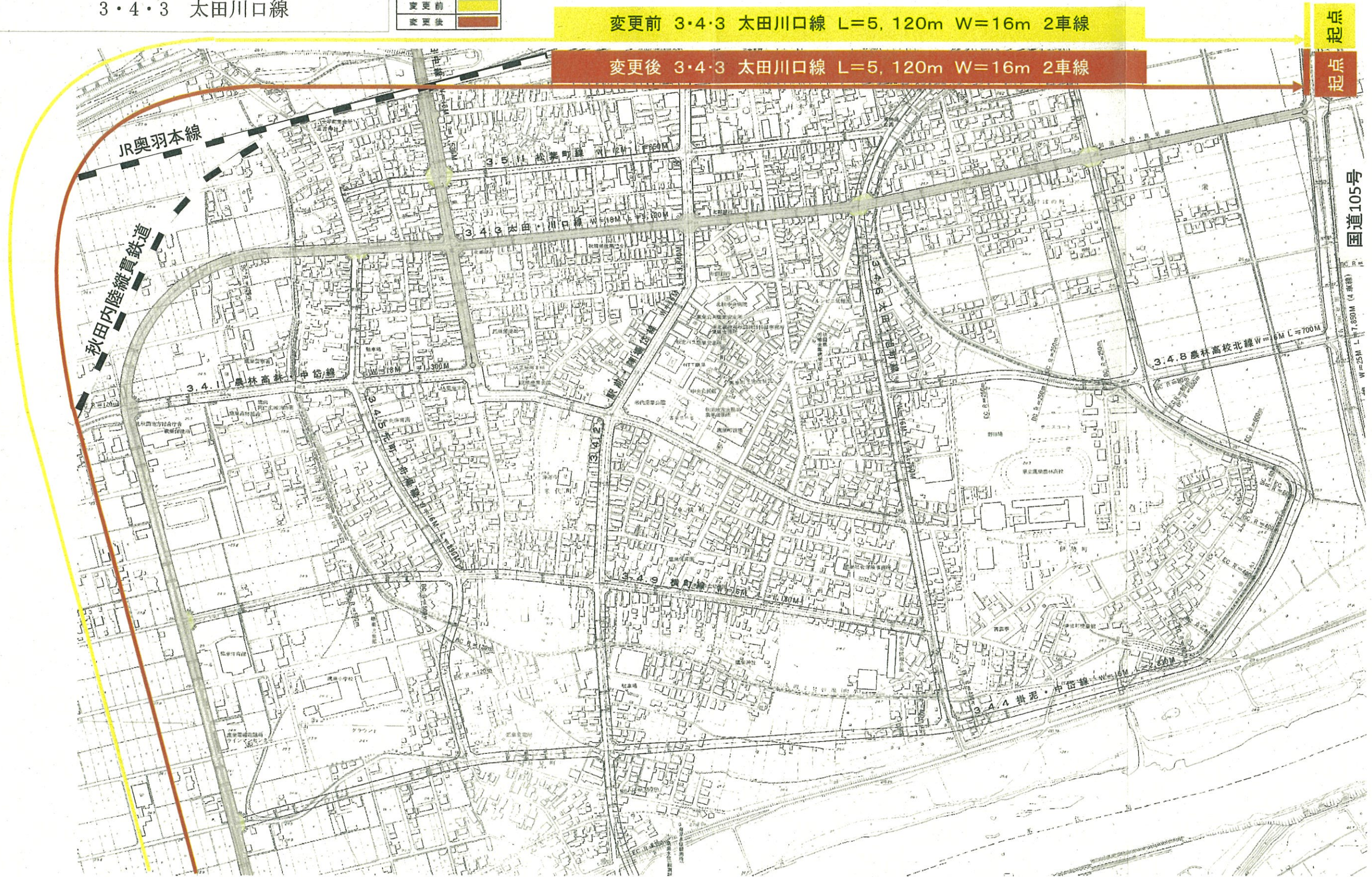


凡 例	
変更前	黄色
変更後	赤色

変更前 3・4・3 太田川口線 L=5, 120m W=16m 2車線

変更後 3・4・3 太田川口線 L=5, 120m W=16m 2車線

起点
起点

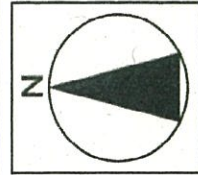


国道105号

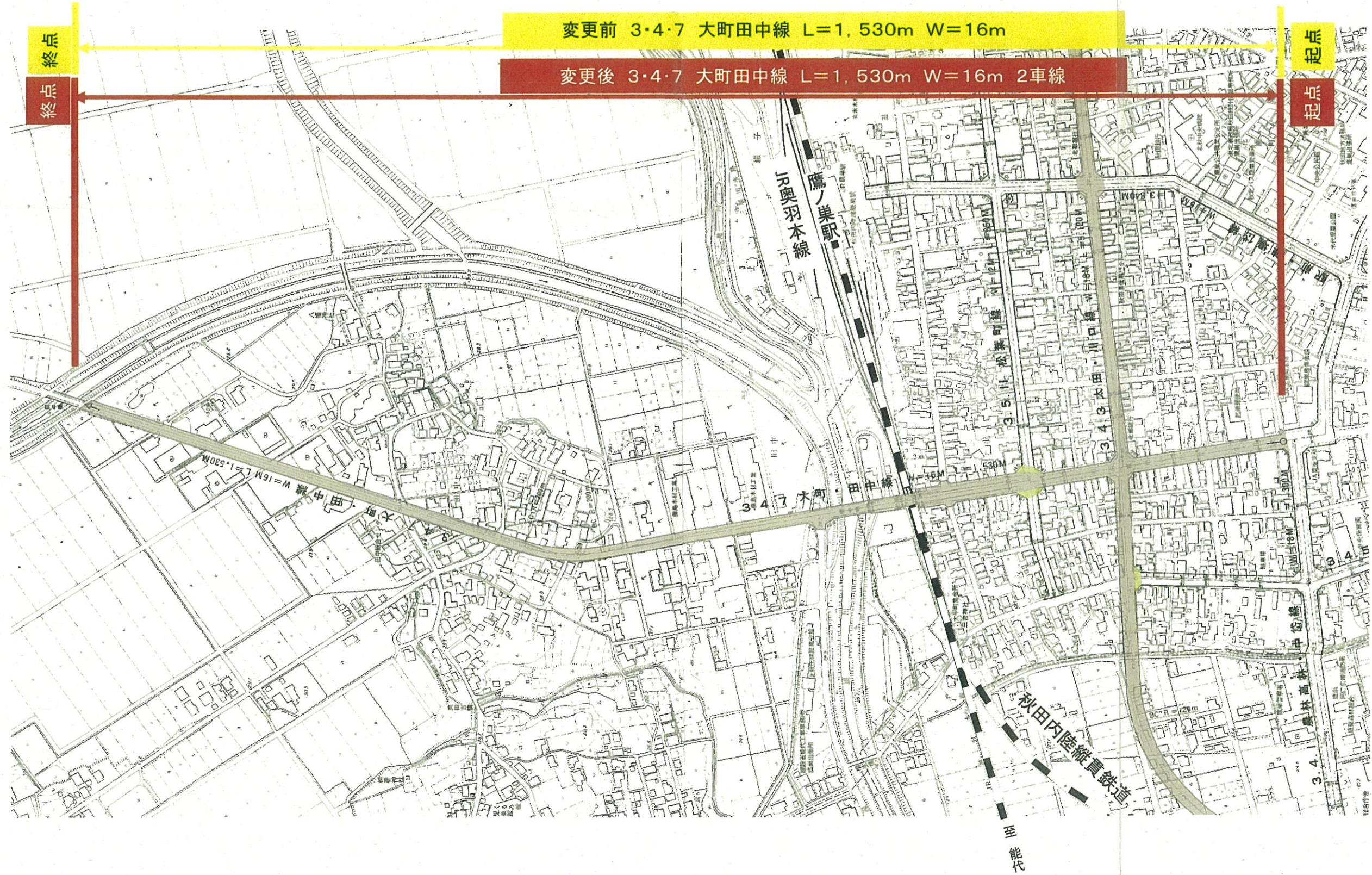
計 画 図

北秋田都市計画道路の変更

3・4・7 大町田中線



凡 例	
変更前	黄色
変更後	赤色



北秋田都市計画道路の変更（秋田県決定）

都市計画道路中 3・4・3 号太田川口線ほか 1 路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・4・3	太田川口線	北秋田市栄字中綱	北秋田市脇神字葉岱	北秋田市鷹巣字東中岱	約 5,120m	地表式	2車線	16.0m	幹線街路と平面交差 5 箇所	
	3・4・7	大町田中線	北秋田市元町	北秋田市綴子字田中表	北秋田市松葉町	約 1,530m	地表式	2車線	16.0m	奥羽本線と立体交差 1 箇所 幹線街路と平面交差 2 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

将来都市計画道路網を検討した結果、次のとおり変更を行う。

3・4・3 号太田川口線については、構造について所要の変更を行う。

3・4・7 号大町田中線については、構造について所要の変更を行うとともに、新たに車線数を 2 車線数に決定する。

変更理由書

北秋田市では、平成 19 年 3 月に「北秋田市都市計画マスタープラン」を作成し、その中で社会情勢や交通事情の変化を踏まえて、道路の役割・位置づけを見直すこととしており、この見直し方針に従い、現況交通量について調査するとともに、将来交通量推計等に基づく評価結果を踏まえ、地域の特性に合った都市計画道路網に変更するものである。

3・4・3 号太田川口線は、3・4・4 号掛泥中岱線、3・4・5 号元町舟場線、3・4・6 号太田旭町線、3・4・9 号横町線の廃止（すべて北秋田市決定）に伴い、地表式の区間における幹線街路との平面交差箇所数を変更する。

3・4・7 号大町田中線は、3・5・11 号松葉町線の廃止（北秋田市決定）に伴い、地表式の区間における幹線街路との平面交差箇所数を変更するとともに、新たに車線数を決定する。

変更対照表（秋田県決定）

（変更前）

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・4・3	太田川口線	北秋田市栄字中綱	北秋田市脇神字葉岱	北秋田市鷹巣字東中岱	約 5,120m	地表式	2車線	16.0m	幹線街路と平面交差 10 箇所	
	3・4・7	大町田中線	北秋田市元町	北秋田市綴子字田中表	北秋田市松葉町	約 1,530m	地表式		16.0m	奥羽本線と立体交差 1 箇所 幹線街路と平面交差 3 箇所	

（変更後）

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・4・3	太田川口線	北秋田市栄字中綱	北秋田市脇神字葉岱	北秋田市鷹巣字東中岱	約 5,120m	地表式	2車線	16.0m	幹線街路と平面交差 5 箇所	
	3・4・7	大町田中線	北秋田市元町	北秋田市綴子字田中表	北秋田市松葉町	約 1,530m	地表式	2車線	16.0m	奥羽本線と立体交差 1 箇所 幹線街路と平面交差 2 箇所	

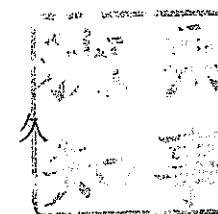
平成29年度 議案第2号

建築基準法第51条ただし書の
規定に基づく建築物の敷地の
位置の許可について

(特定行政庁秋田県知事)

秋田県都市計画審議会会長 様

秋田県知事 佐竹 敬久



建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築許可について (諮問)

このことについて、特定行政庁秋田県知事から依頼がありましたので、別添のとおり
秋田県都市計画審議会に付議します。

産業廃棄物処理施設の建築位置の決定 (秋田県)

(がれき類等処理施設)

平成30年3月27日審議

秋田県都市計画審議会会長

經由第(許)1号秋田県
平成29年12月27日湯沢市

許可申請書（建築物）

(第一面)



建築基準法第 51条 第 項 第 号の規定による許可を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

特定行政庁 秋田県知事 様

平成 29 年 12 月 27 日

申請者氏名 世紀東急工業株式会社
湯沢合材工場 工場長 森 良行



建築物及びその敷地に関する事項

【1.地名地番】 秋田県湯沢市関口字土樋73番1 他21筆（別紙）

【2.住居表示】 秋田県湯沢市関口字土樋73番1

【3.防火地域】 防火地域 準防火地域 指定なし

【4.その他の区域、地域、地区又は街区】 法第22条区域

【5.道路】

【イ.幅員】 6.000m
【ロ.敷地と接している部分の長さ】 32.000m

【6.敷地面積】

【イ.敷地面積】 (1) (9,510.60m²) () () ()
(2) () () () ()
【ロ.用途地域等】 (無指定) () () () ()
【ハ.建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】
(200%) () () ()
【ニ.建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】
(60%) () () ()
【ホ.敷地面積の合計】 (1) 9,510.60m²
(2)
【ヘ.敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 200%
【ト.敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 60%
【チ.備考】

【7.主要用途】 (区分 08620) アスファルトを製造する施設

【8.工事種別】

新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替

【9.建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)
【イ.建築面積】 (360.67m²) (1,253.01m²) (1,613.68m²)
【ロ.建蔽率】 16.97%

【10.延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)
【イ.建築物全体】 (360.67m²) (1,529.48m²) (1,890.15m²)
【ロ.地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】
() () ()
【ハ.エレベーターの昇降路の部分】
() () ()
【ニ.共同住宅の共用の廊下等の部分】
() () ()
【ホ.自動車車庫等の部分】 () () ()
【ヘ.備蓄倉庫の部分】 () () ()
【ト.蓄電池の設置部分】 () () ()
【チ.自家発電設備の設置部分】
() () ()
【リ.貯水槽の設置部分】 () () ()
【ヌ.住宅の部分】 () () ()
【ル.老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】
() () ()
【ワ.延べ面積】 1,890.15m²
【ヰ.容積率】 19.87%

【11.建築物の数】

【イ.申請に係る建築物の数】 2
【ロ.同一敷地内の他の建築物の数】 5

【1.申請者】

【イ.氏名のフリガナ】 セイトキョウコウキョウカブシカイシャ ユサワコウザイコウジョウ コウジョウチョウ モリ ヨシキ
【ロ.氏名】 世紀東急工業株式会社 湯沢合材工場 工場長 森 良行
【ハ.郵便番号】 012-0862
【ニ.住所】 秋田県湯沢市関口字土樋73-1
【ホ.電話番号】 0183-73-2642

【2.設計者】

【イ.資格】 (1 級) 建築士 (国土交通大臣) 登録第 342558 号
【ロ.氏名】 佐藤 純
【ハ.建築士事務所名】 (1 級) 建築士事務所 (秋 田 県) 知事登録第 13-10A-0889号
株式会社柴田組一級建築士事務所
【ニ.郵便番号】 012-1126
【ホ.所在地】 秋田県雄勝郡羽後町杉宮東腰廻63
【ヘ.電話番号】 0183-62-2124

※手数料欄 7160,000 30.1.4 秋田県雄勝郡湯沢町			
※委任欄 平成 30 年 1 月 4 日 係員印 420号	※消防関係同意欄 第 33 号 平成 30 年 1 月 23 日 同業 洋	※決裁欄	※許可番号欄 平成 年 月 日 第 号 係員印
※公告欄 平成 年 月 日 第 号 係員印	※公開による意見の聴取の期日欄 平成 年 日	※建築審査会同意欄	※都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会 平成 年 月 日 第 号 係員印

【12. 工事着手予定年月日】 平成 30年 5 月 1 日

【13. 工事完了予定年月日】 平成 30年 8 月 1 日

【14. その他必要な事項】

【15. 備考】

別紙

所 在	地 番	備 考
1 秋田県湯沢市関口字土樋	159番2	
2 秋田県湯沢市関口字土樋	74番1	
3 秋田県湯沢市関口字土樋	84番3	
4 秋田県湯沢市関口字土樋	77番2	
5 秋田県湯沢市関口字土樋	84番1	
6 秋田県湯沢市関口字土樋	78番2	
7 秋田県湯沢市関口字土樋	80番2	
8 秋田県湯沢市関口字土樋	83番1	
9 秋田県湯沢市関口字土樋	82番2	
10 秋田県湯沢市関口字土樋	93番4	
11 秋田県湯沢市関口字土樋	85番	
12 秋田県湯沢市関口字土樋	85番1	
13 秋田県湯沢市関口字土樋	85番2	
14 秋田県湯沢市関口字土樋	92番1	
15 秋田県湯沢市関口字土樋	93番3	
16 秋田県湯沢市関口字土樋	92番2	
17 秋田県湯沢市関口字土樋	93番1	
18 秋田県湯沢市関口字土樋	91番	
19 秋田県湯沢市関口字土樋	94番	
20 秋田県湯沢市字沼樋	29番2	
21 秋田県湯沢市字沼樋	30番2	

付議依頼理由書

- 1 本件処理施設は、一日当たり600トンの処理能力を有するがれき類（コンクリート類等）の破碎施設です。
- 2 本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下、「廃棄物処理法施行令」という。）第7条第八の二号に規定する産業廃棄物処理施設に該当することから、建築基準法（以下、「法」という。）第51条の「その他政令で定める処理施設」として位置の制限を受けることとなります。
→参考①
- 3 都市計画区域内においては、産業廃棄物処理施設は都市計画で位置が決定しているか、法第51条ただし書きによる許可を得るか、または政令で定める規模としなければならないものであるが、本施設は都市計画で位置決定されたものではなく、政令で定める規模も超えていることから、法第51条ただし書きに基づき許可申請がなされたものです。
→参考②
- 4 産業廃棄物処理施設に関する都市計画を定める者は、都市計画法第15条第1項第五号、同施行令第9条第2項第七号の規定により都道府県であることから、「秋田県都市計画審議会」の議を経ることが必要となります。
→参考③

以上のことから許可申請受理後の手続きとして、秋田県都市計画審議会に付議依頼するものです。

参考①

建築基準法第51条（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置）

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

建築基準法施行令第130条の2の2（位置の制限を受ける処理施設）

（抜粋）

法第51条本文の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

二 次に掲げる処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）

イ 廃棄物処理法施行令第7条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設

廃棄物処理法施行令第7条（産業廃棄物処理施設）

（抜粋）

八の二 第二条第二号に掲げる廃棄物（事業活動に伴って生じたものに限る。）

又はがれき類の破碎施設であつて、一日当たりの処理能力が五トンを超えるもの

参考②

建築基準法施行令第130条の2の3（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置に対する制限の緩和）

（抜粋）

法第51条ただし書の規定により政令で定める新築、増築又は用途変更の規模は、次に定めるものとする。

一～六(略) 該当する項目なし

参考③

都市計画法第15条（都市計画を定める者）

（抜粋）

次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。

五 一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき地域地区として政令で定めるもの又は一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき都市施設若しくは根幹的都市施設として政令で定めるものに関する都市計画

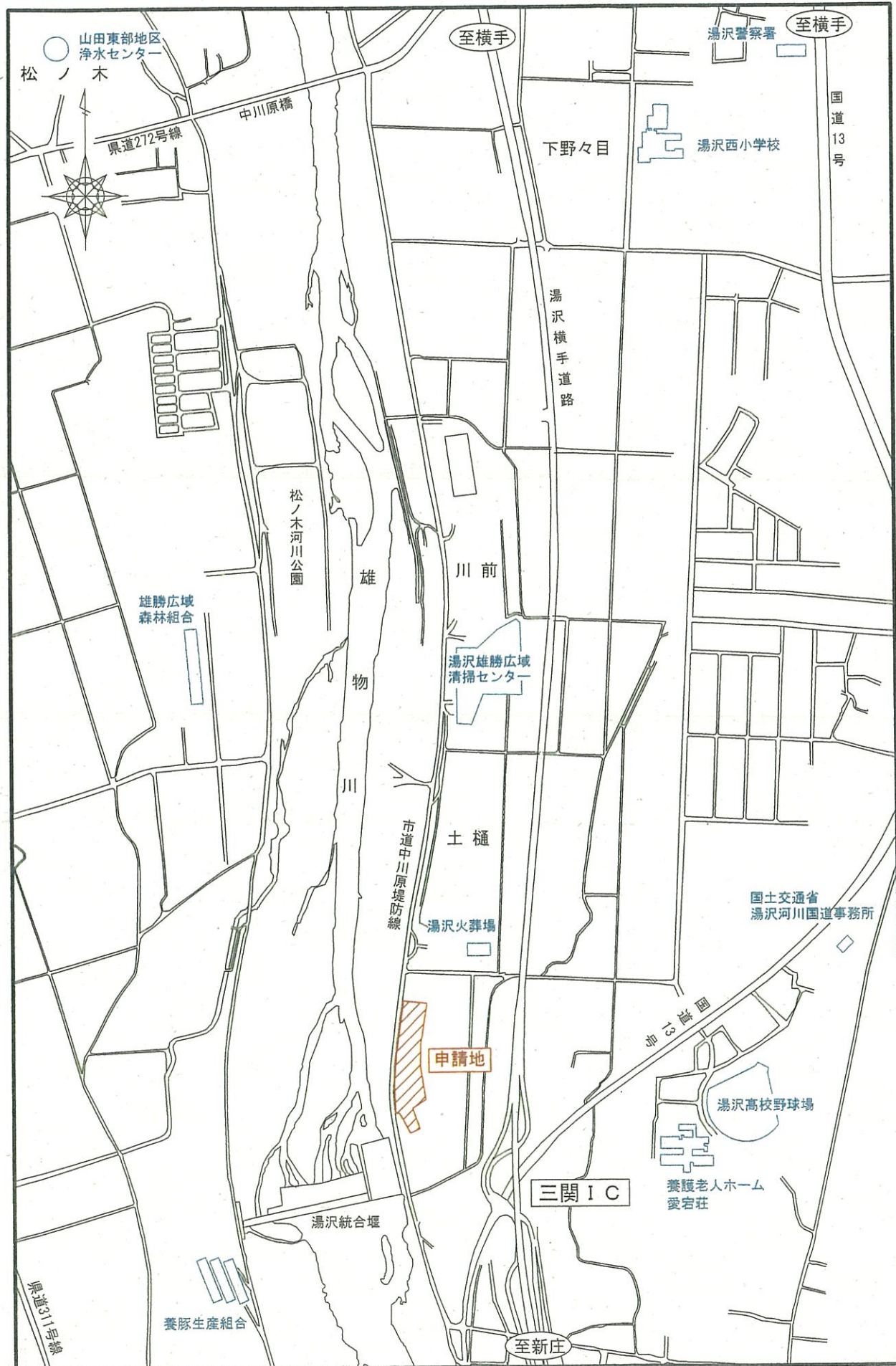
都市計画法施行令第9条（都道府県が定める都市計画）

（抜粋）

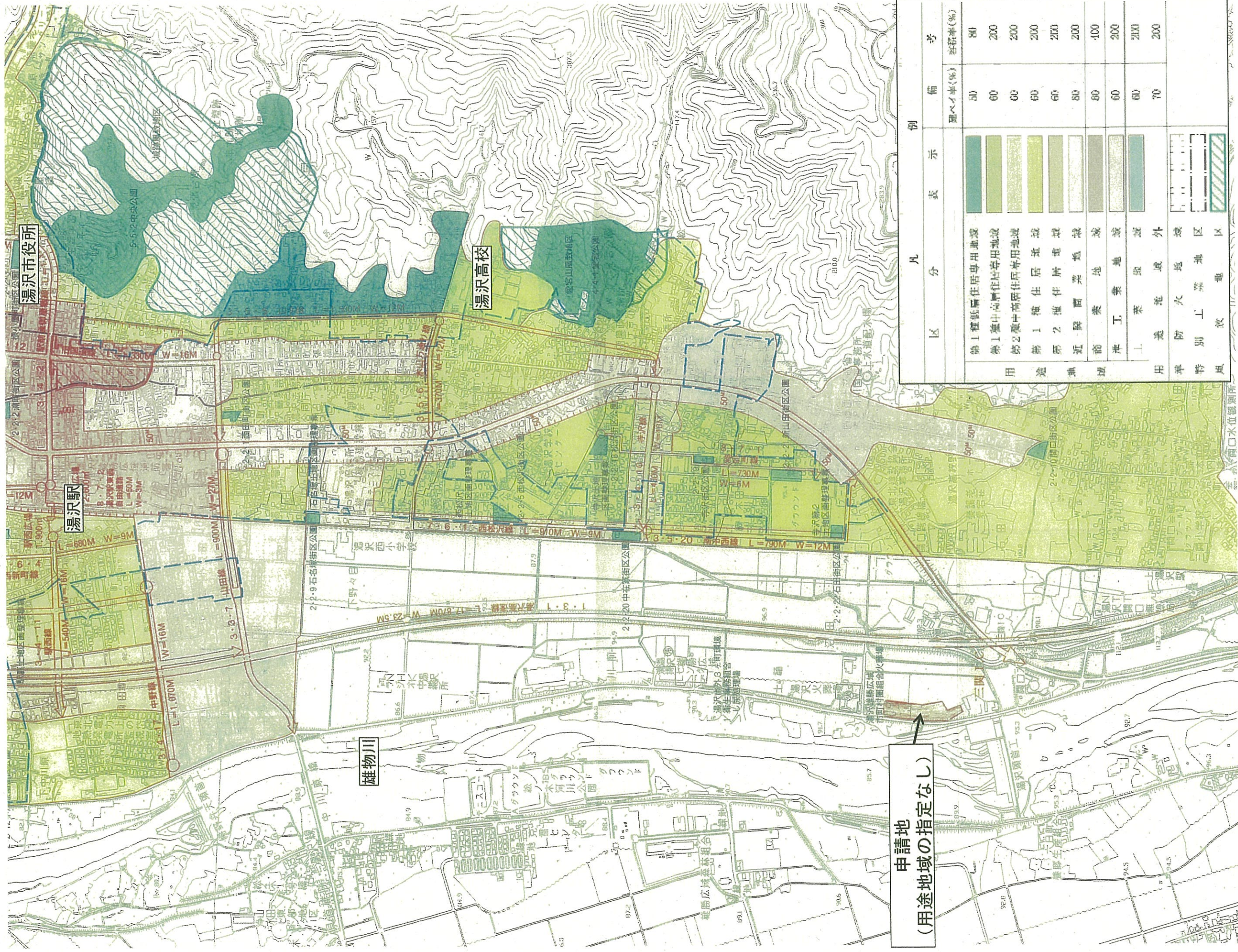
2 法第15条第1項第五号の広域の見地から決定すべき都市施設又は根幹的都市施設として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

七 産業廃棄物処理施設

案内図 S=1:10,000



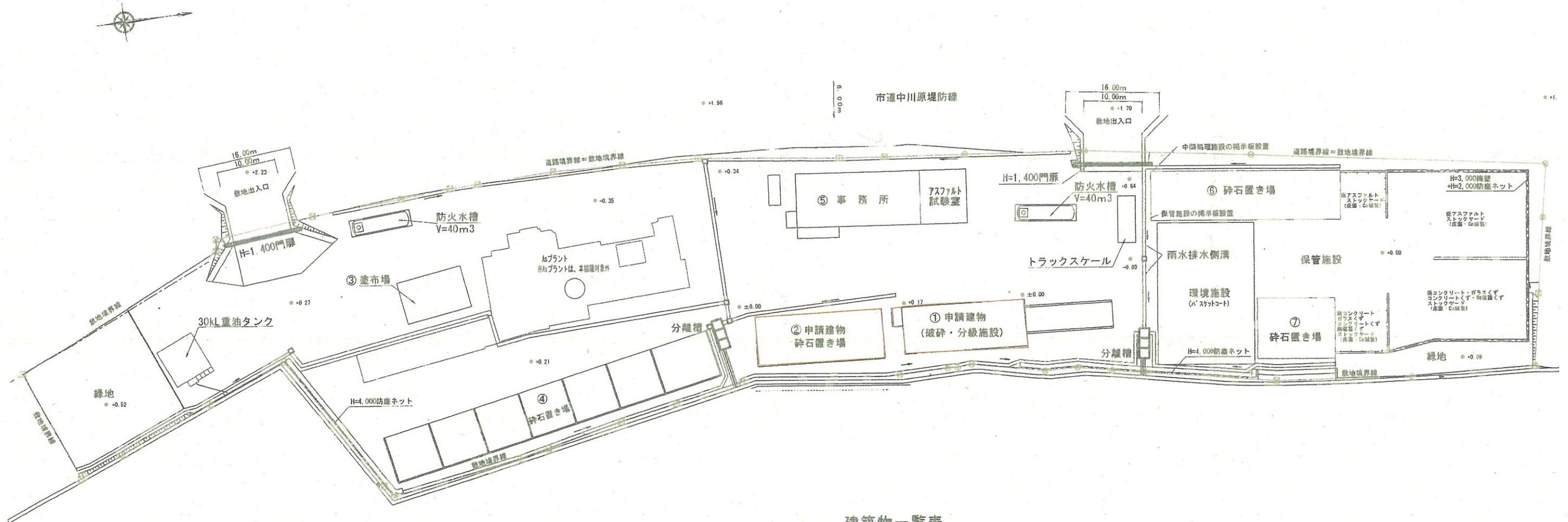
湯沢都市計画図



申請地
(用途地域の指定なし)

用途地域	凡 分 示		例
	理	率(%)	
第1種低層住居専用地域	50	80	
第1種中高層住居専用地域	60	200	
第2種中高層住居専用地域	60	200	
第1種住居地域	60	200	
第2種住居地域	60	200	
近隣商業地域	80	200	
商業地域	80	400	
工業地域	60	200	
上乗地	60	200	
用途地域外	70	200	
準防犯地域			
特別工業地域			
風			

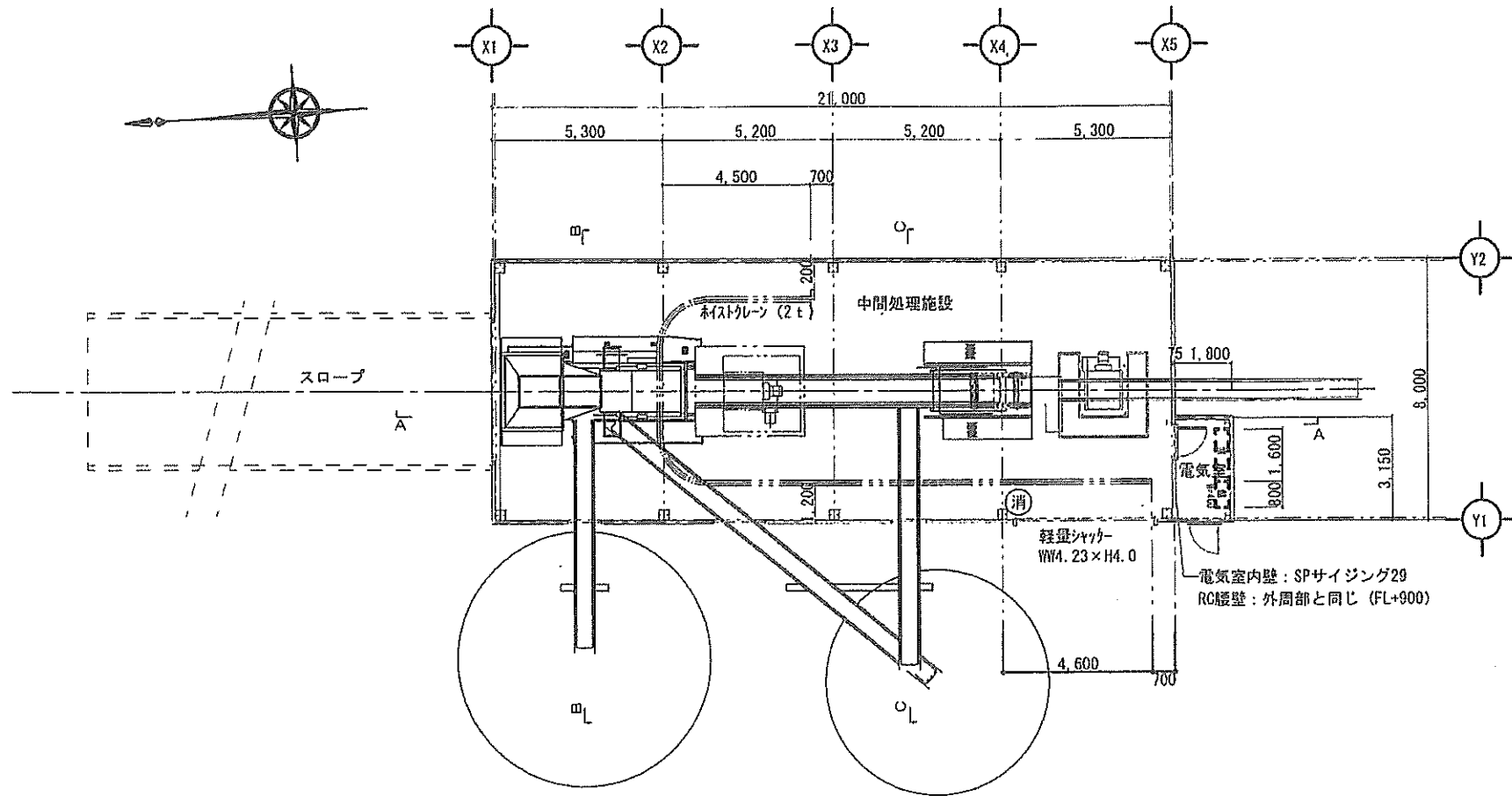
敷地配置図



建築物一覧表

	名称	建築面積	延床面積	構造	階数
申請建物	① 破砕・分級施設	173.67㎡	173.67㎡	鉄骨造	1階
	② 砕石置き場	187.00㎡	187.00㎡	鉄骨造	1階
既設建物	③ 塗布場	78.65㎡	78.65㎡	鉄骨造	1階
	④ 砕石置き場	477.77㎡	477.77㎡	鉄骨造	1階
	⑤ 事務所	290.41㎡	566.88㎡	鉄骨造	2階
	⑥ 砕石置き場	268.72㎡	268.72㎡	鉄骨造	1階
	⑦ 砕石置き場	137.46㎡	137.46㎡	鉄骨造	1階

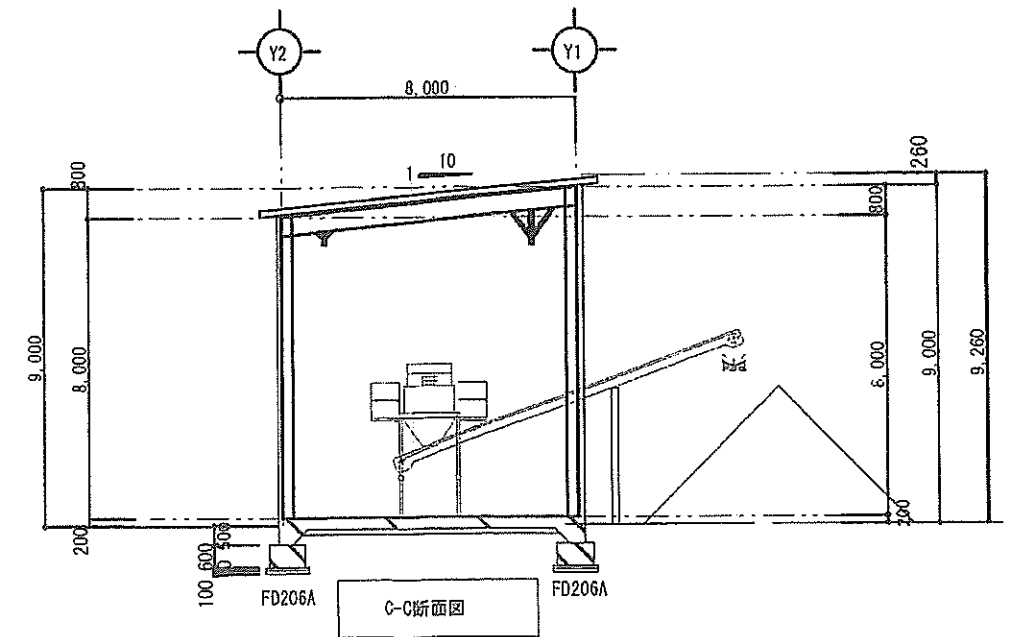
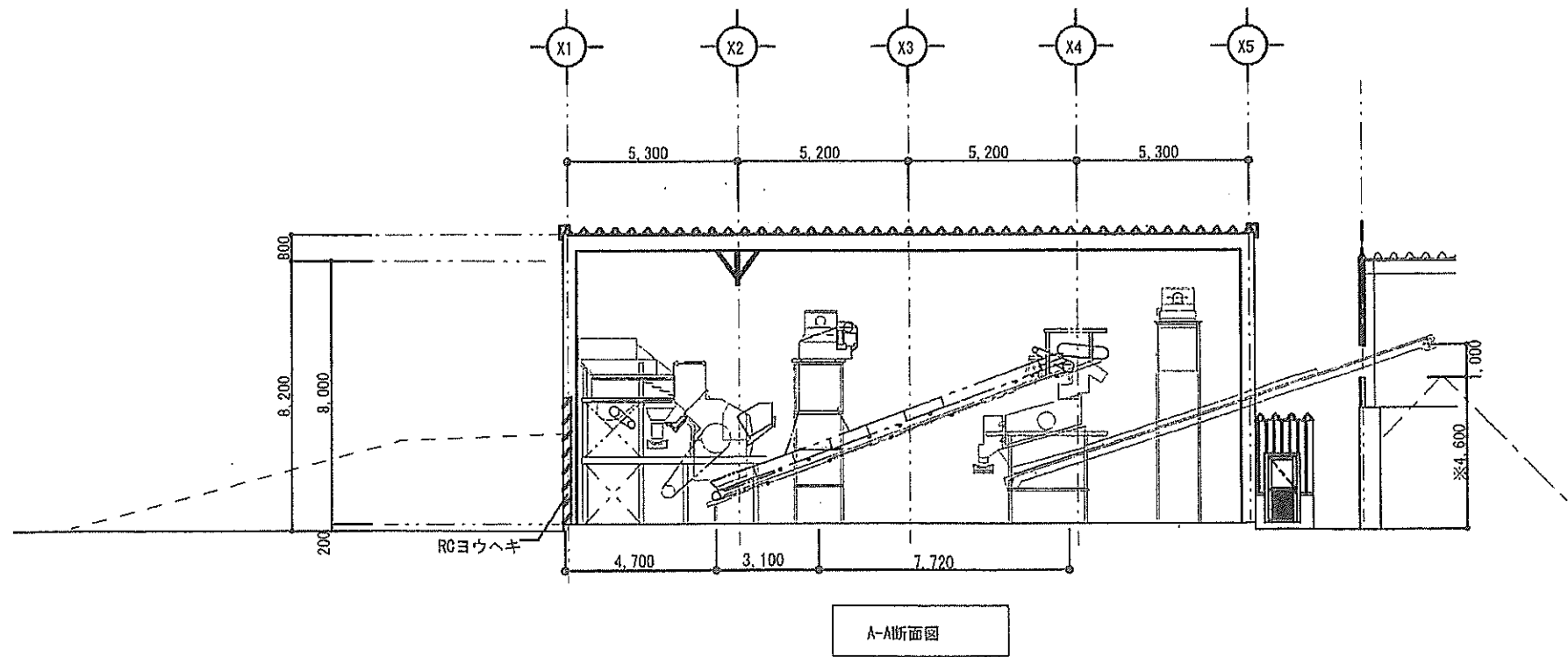
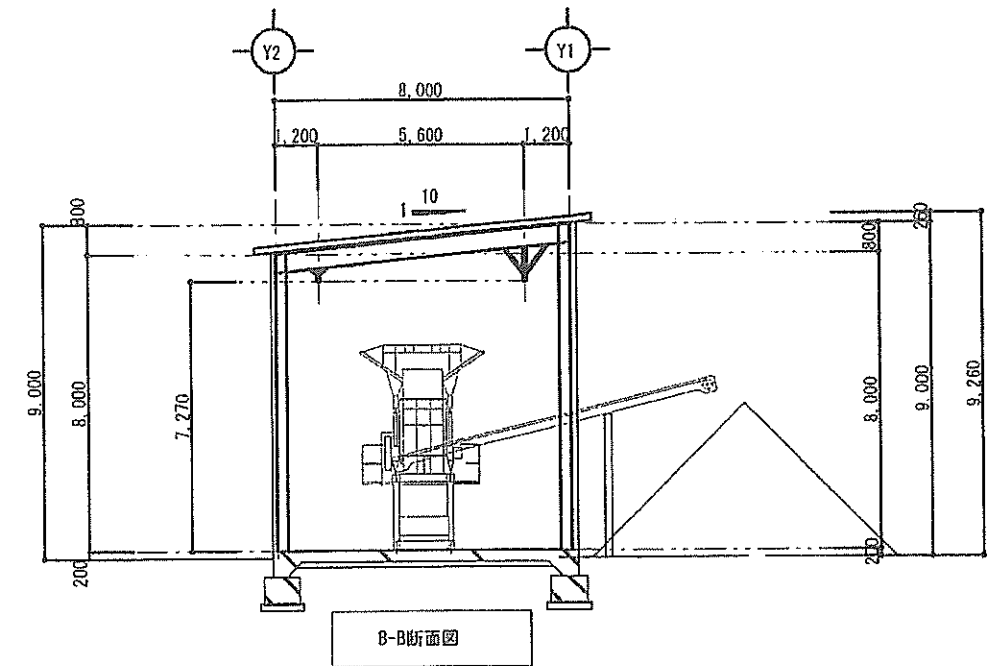
破碎・分級施設 平面図・断面図



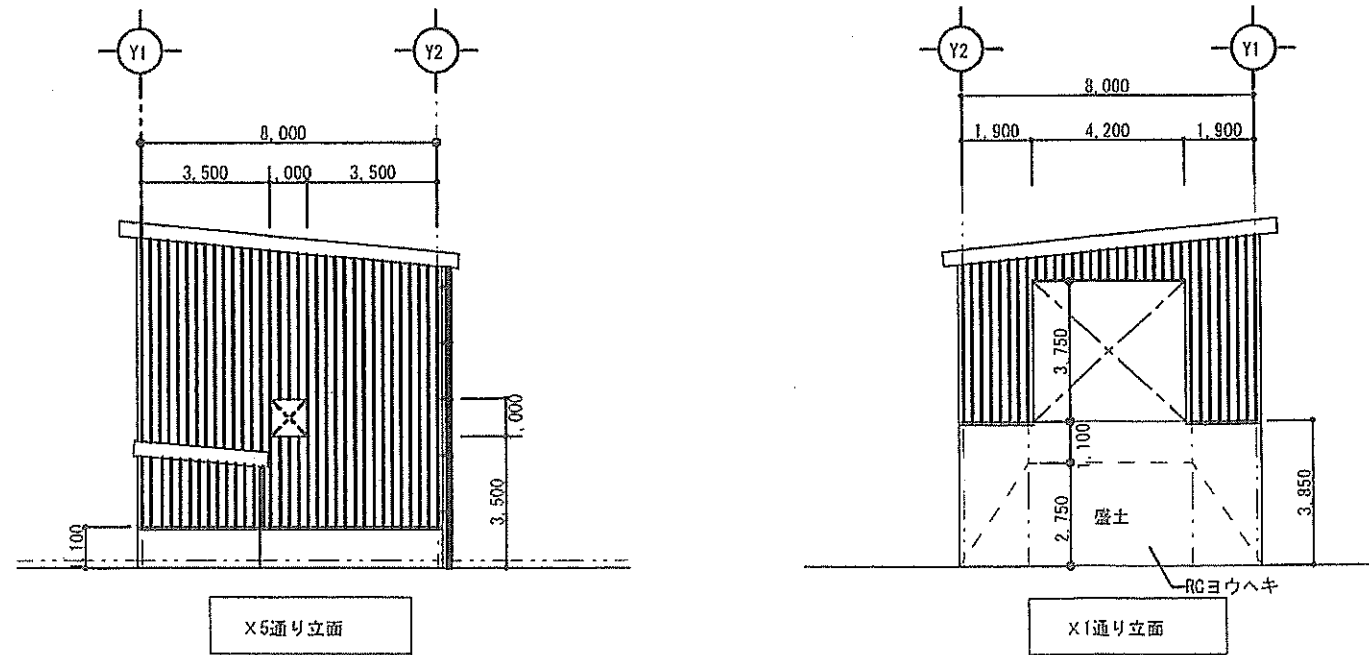
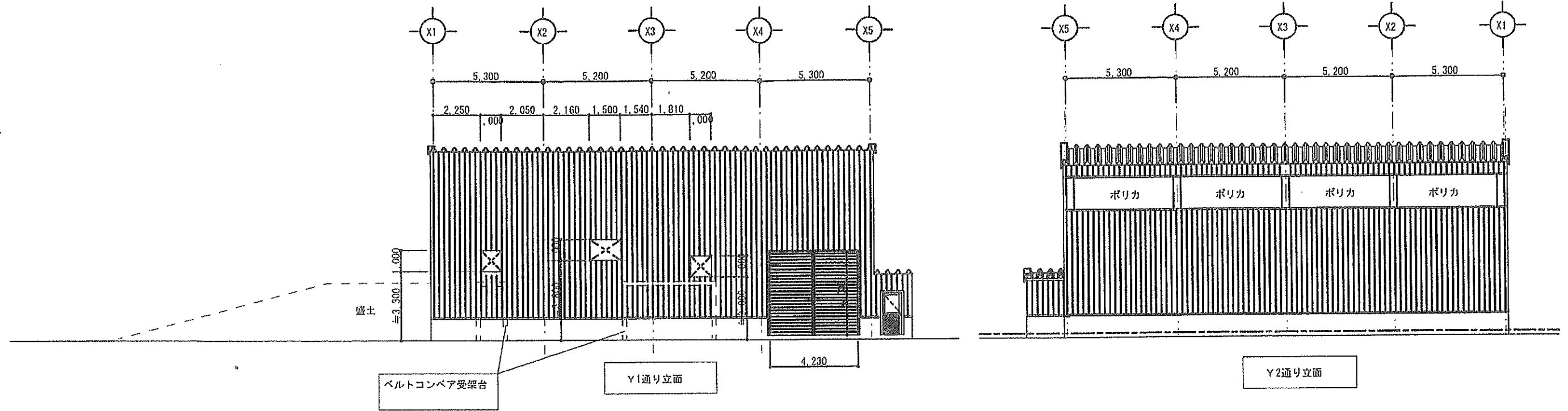
面積表	
21.00×8.00=168.00㎡	建築面積=延床面積
1.80×3.15=5.67㎡	173.67㎡

《凡例》

消	ABC粉末消火器 10型
---	--------------



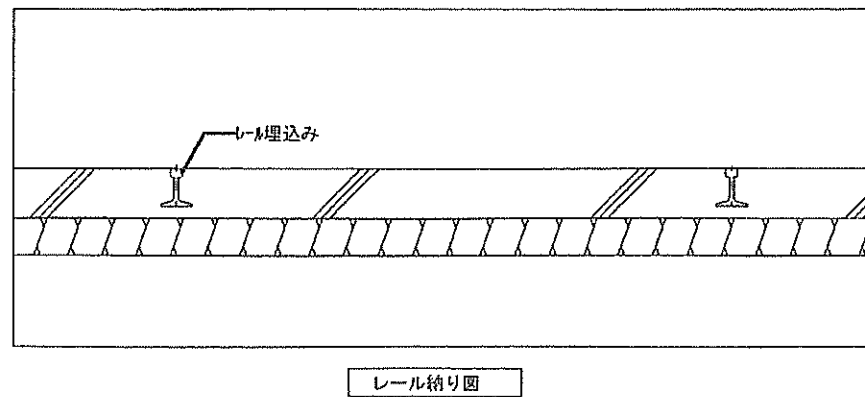
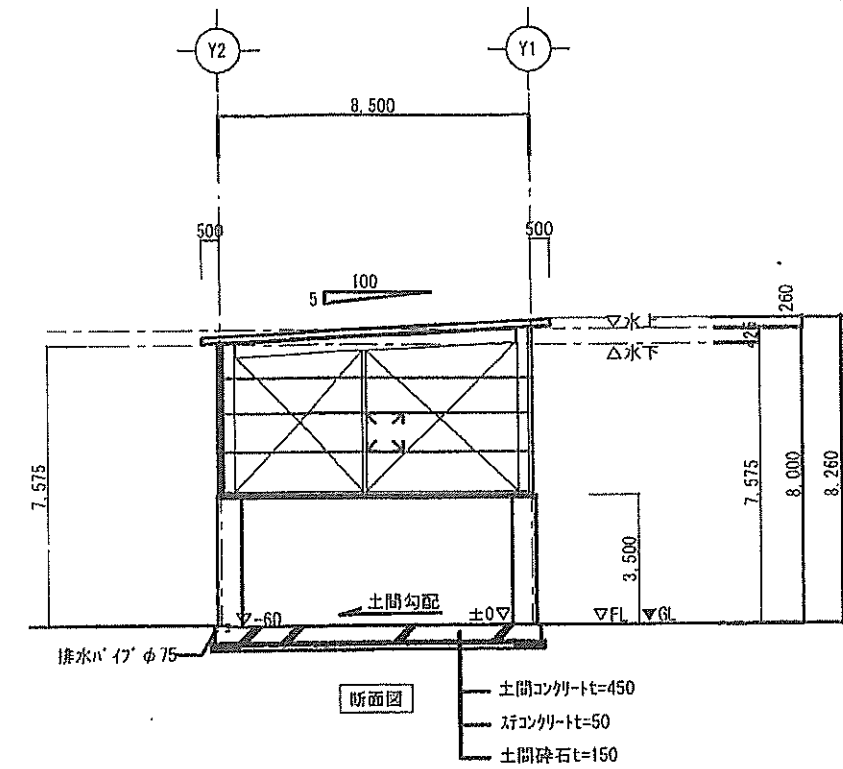
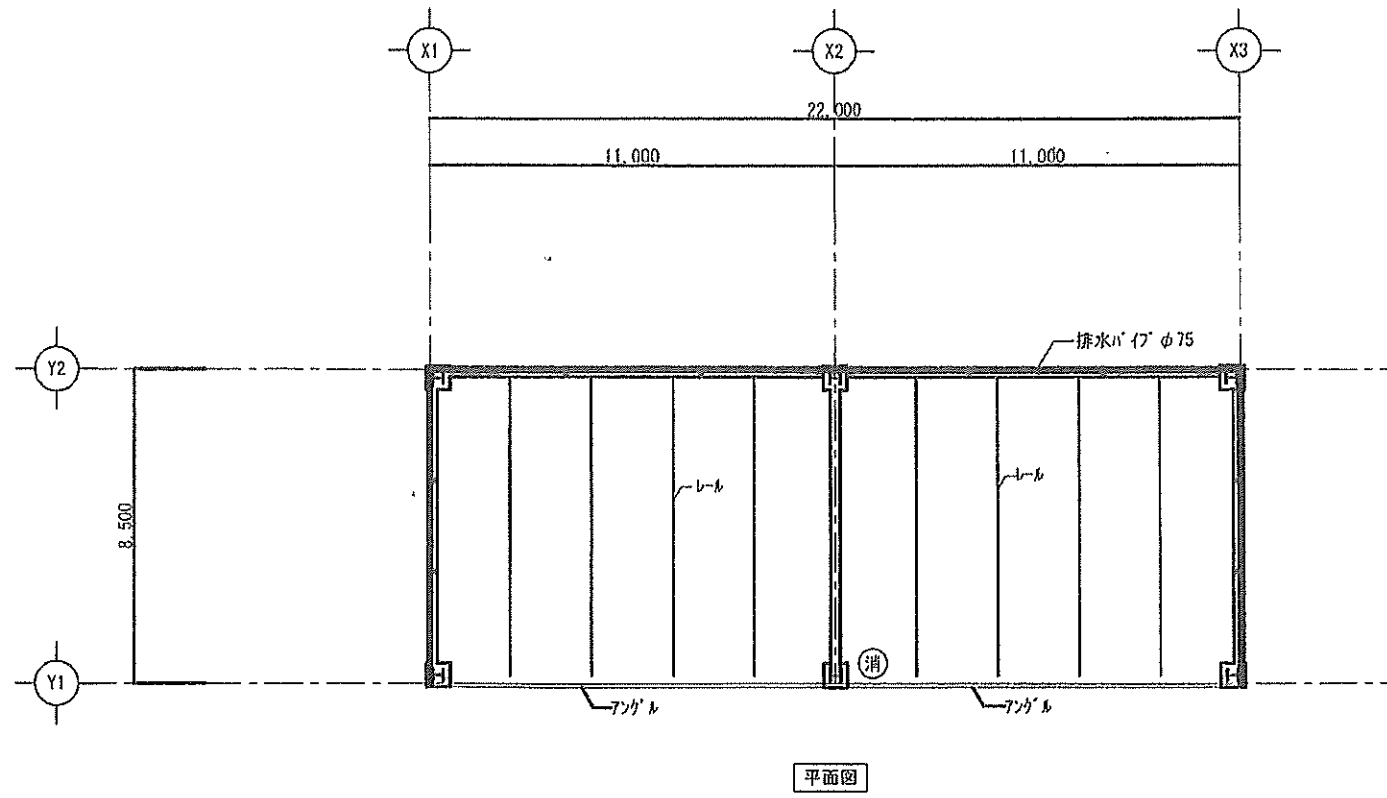
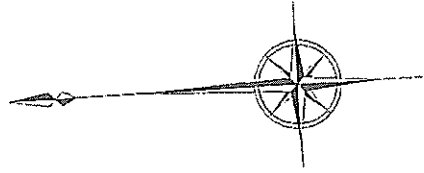
破碎・分級施設 立面図



外部仕上表

屋根	SPルーフィングUA ガルバリウム鋼板 t=0.8
外壁	SPサイジング29 ガルバリウム鋼板 t=0.5
軒天	折板表し
床	コンクリート金ゴテ
RC壁	コンクリート打放し補修

碎石置き場 平面図・断面図



外部仕上表

屋根	SPレフィンダ UA ガルバリウム鋼板 t=0.8
外壁	SPレフィンダ 29 ガルバリウム鋼板 t=0.5
軒天	折板表し
床	コンクリート金ゴテ
RC壁	コンクリート打放し補修

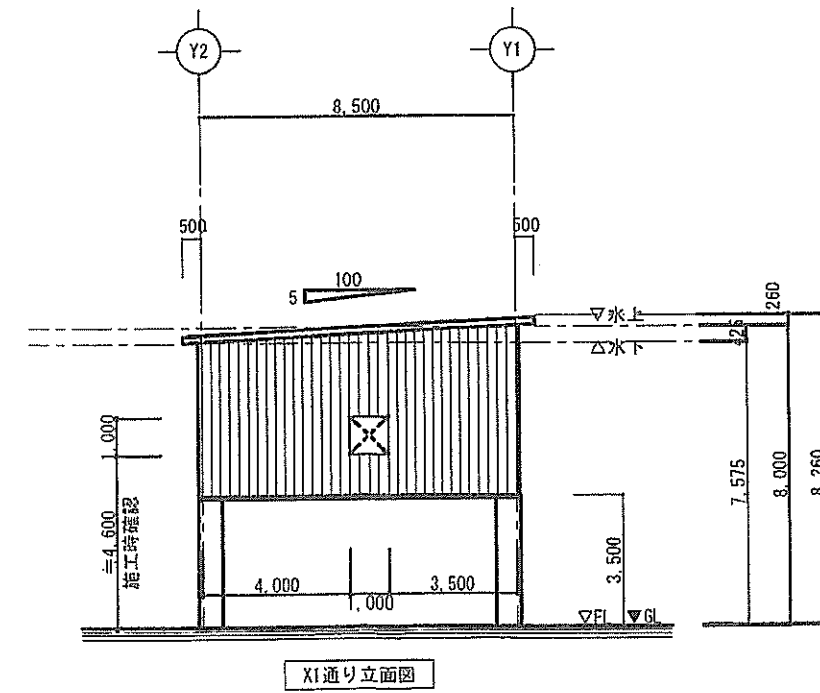
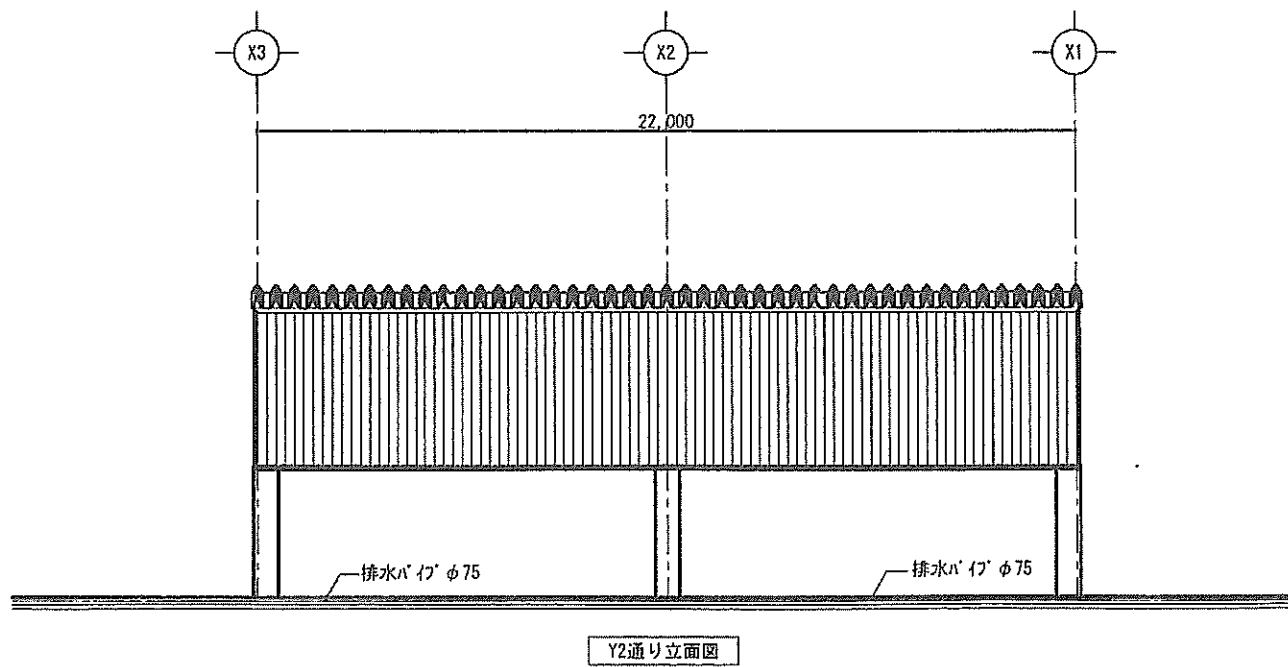
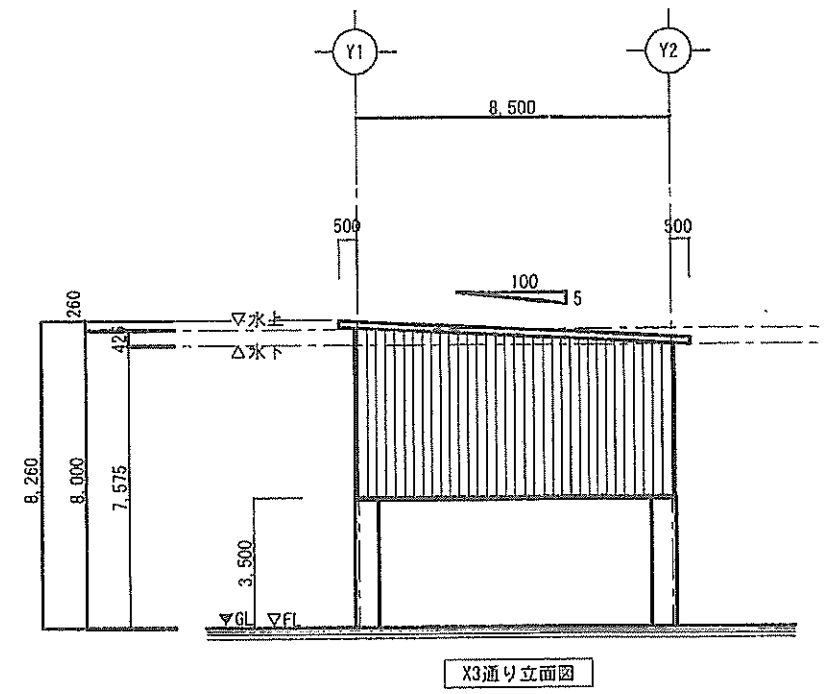
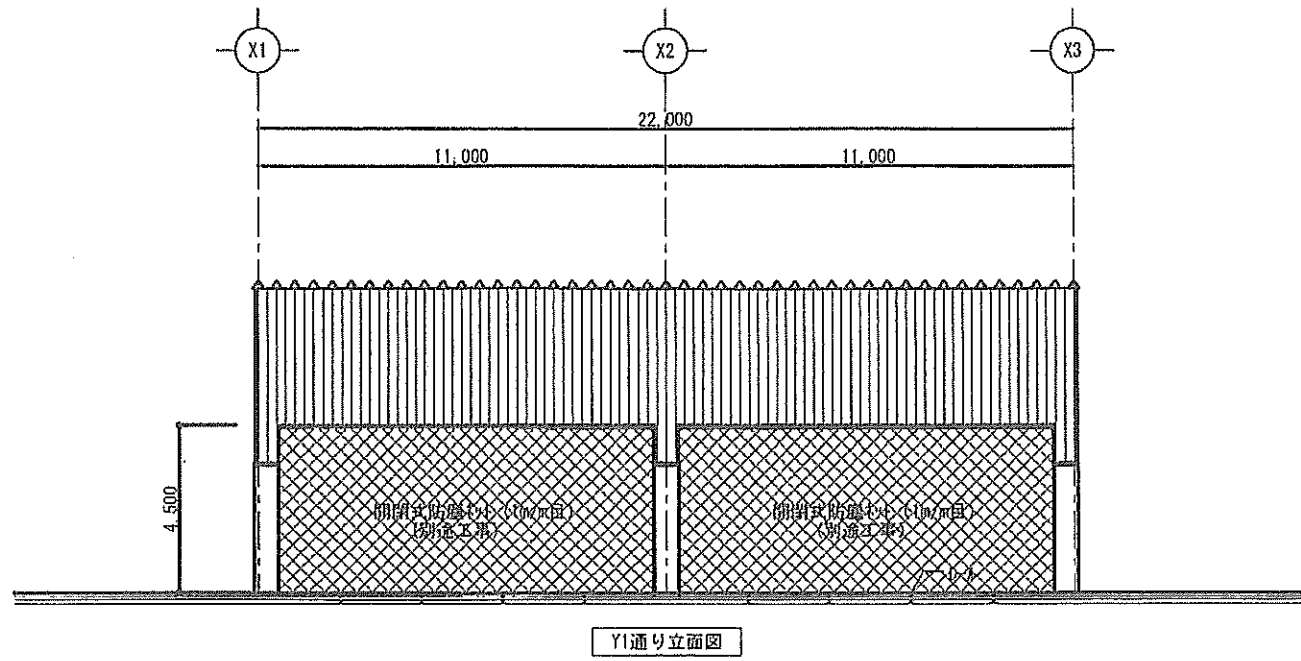
面積表

建築面積	22,000 × 8,500 = 187,000㎡
床面積	

<凡例>

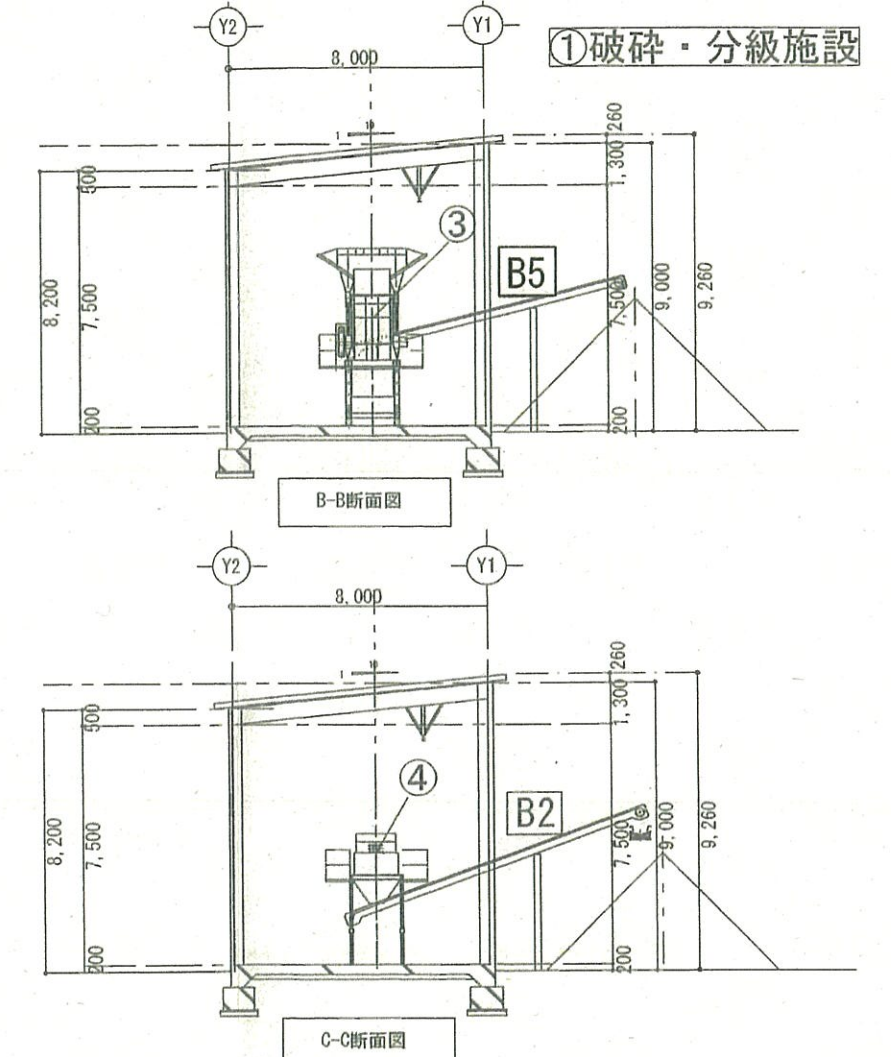
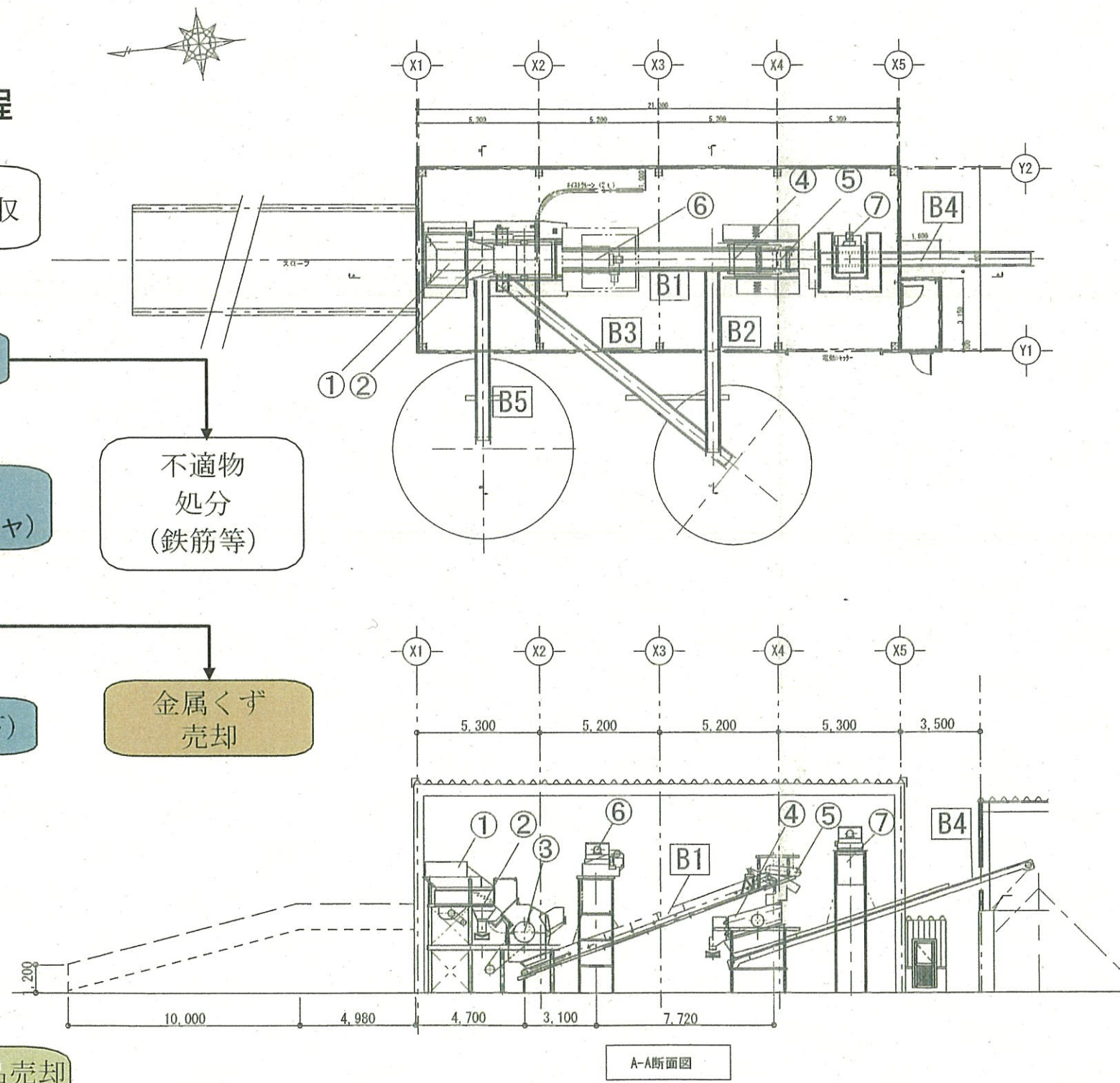
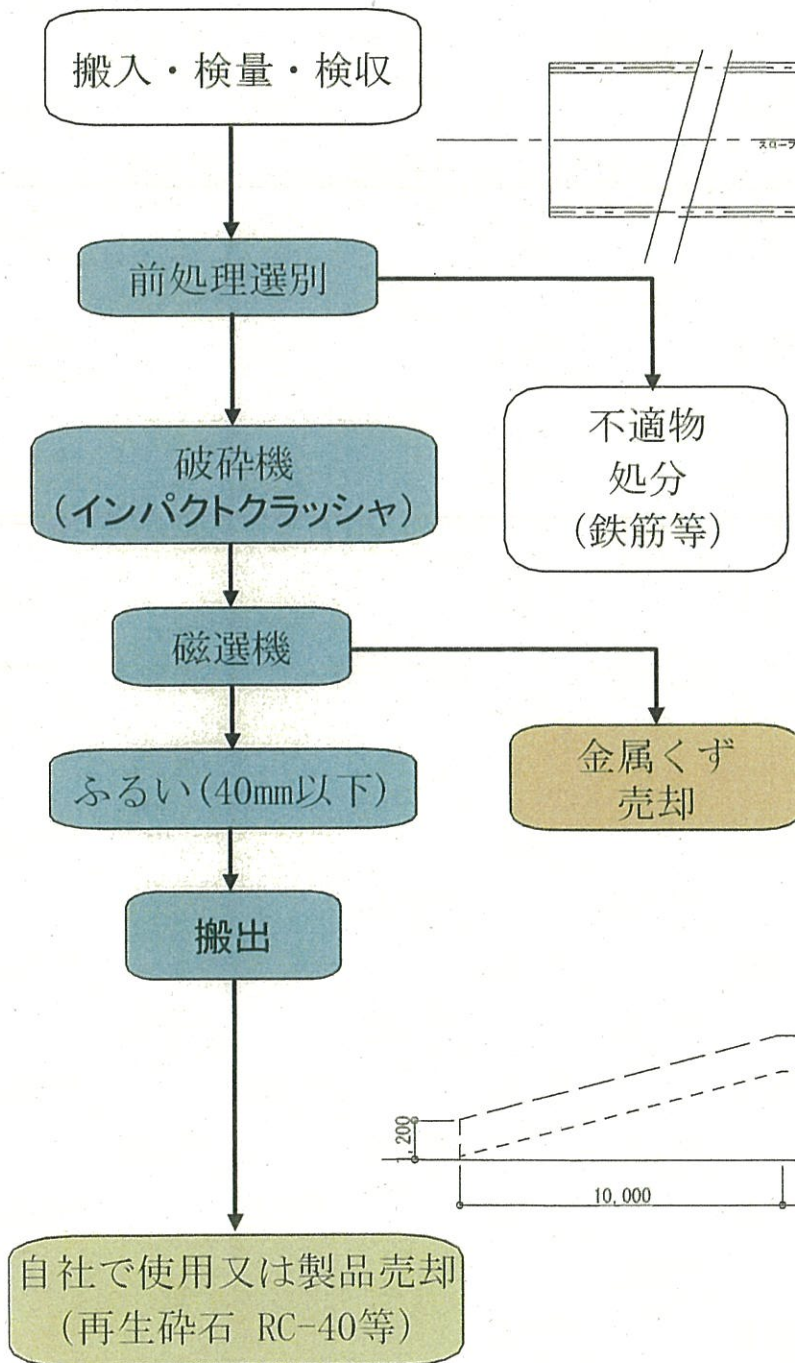
消	ABC粉末消火器 10型

碎石置き場 立面図



破碎機械配置図

破碎処理工程



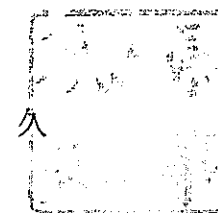
中間処理（再生利用）施設機械設備リスト

番号	名称	仕様	数量	動力	備考	
①	原料ホツパ	2200W×186CL	1		鋼板製	
②	グリズリフィーダ	GVF926	1	11.00Kw	可変速	HGIユニット
③	インパクトクラッシャ	NCDH1B	1	55.00Kw	油圧1.5Kw	
④	スクリーン	NSR482	1	5.50Kw	永磁式	
⑤	磁選機	700W用	1	0.75Kw	コンプレッサ: 2.20Kw	
⑥	集塵機	ZDC-V30/15	1	5.50Kw	コンプレッサ: 2.20Kw	
⑦	集塵機	ZDC-V30/15	1	5.50Kw	コンプレッサ: 2.20Kw	
B1	メインベルトコンベア	700W×11.5M	1	5.50Kw		
B2	リターンベルトコンベア	500W×10.0M	1	2.20Kw	PBC	
B3	リターンベルトコンベア	500W×12.5M	1	2.20Kw	PBC・正逆式	
B4	製品ベルトコンベア	500W×14.0M	1	2.20Kw	PBC	所要動力合計
B5	製品ベルトコンベア	500W×9.0M	1	1.50Kw	PBC	104.95Kw

平成29年度 議案第3号

秋田県都市計画審議会会長 様

秋田県知事 佐竹 敬久



建築基準法第51条ただし書の
規定に基づく工作物の敷地の
位置の許可について

(特定行政庁秋田県知事)

建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築許可について (諮問)

このことについて、特定行政庁秋田県知事から依頼がありましたので、別添のとおり
秋田県都市計画審議会に付議します。

産業廃棄物処理する工作物の建設位置の決定 (秋田県)
(がれき類等処理する工作物)

平成30年3月27日審議

秋田県都市計画審議会会長

許可申請書（工作物）

（第一面）

建築基準法第88条第2項において準用する同法第51条ただし書きの規定による許可を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

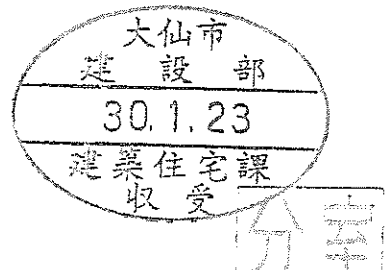
秋田県知事 佐竹 敬久 様

平成30年 1月23日

申請者 大仙市大曲西根字仁応治72番地4
株式会社 フジタ農工
代表取締役 藤田 敏彦



※手数料欄 ¥160,000.25			
※受付欄	※決裁欄		※許可番号欄
平成 年 月 日			平成 年 月 日
第 号			第 号
係員印 3189			係員印
※公告欄	※公開による意見の聴取の期日欄	※建築審査会同意欄	※ 都道府県都市計画審議会又は市長村都市計画審議会の議欄
平成 年 月 日	平成 年 月 日		平成 年 月 日
第 号	第 号		第 号
係員印	係員印		係員印



（第二面）

【1. 申請者】
【イ. 氏名のフリガナ】 カブシキガイシャフジタノウコウ ダイヒョウトリシマリヤクフジタトシヒコ
【ロ. 氏名】 株式会社 フジタ農工 代表取締役藤田敏彦
【ハ. 郵便番号】 014-0072
【ニ. 住所】 秋田県大仙市大曲西根字仁応治72番地4
【ホ. 電話番号】 0187-68-2851

【2. 設計者】
【イ. 資格】 () 建築士事務所 () 知事登録 号
【ロ. 氏名】 ①（機械装置）郷機械鋼業株式会社 秋田営業所
所長 高橋志二男
<ゴウキカイコウキョウカブシキガイシャ アキタエイギョウシヨシヨチョウ タカハシシジオン>
②（地積測量）株式会社 北都技研
代表取締役 藤沢和義
<カブシキガイシャ ホクトギケン>
<ダイヒョウトリシマリヤク フジサワカズヨシ>
【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録 号
【ニ. 郵便番号】 ①014-0102
②013-0060
【ホ. 所在地】 ①秋田県大仙市四ツ屋字上水呑場27番地1
②秋田県横手市条里1番地1-32
【ヘ. 電話番号】 ①0187-88-8278
②0182-32-5423

【3. 敷地の位置】
【イ. 地名地番】 秋田県大仙市大曲西根字仁応治69番地1、72番地4、の一部
【ロ. 住居表示】
【ハ. 用途地域】 指定なし
【ニ. その他の区域又は地域】

【4. 工作物の概要】
【イ. 用途】 (区分06450) 産業廃棄物処理施設（がれき類の破碎）
【ロ. 高さ】 3,900mm
【ハ. 工事種別】 新築 増築 改築 その他 ()
【ニ. 築造面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

36.8㎡ 水平投影面積

【ホ. 工作物の数】 (1基) () ()

【ヘ. その他必要な事項】

【5. 工事着手予定年月】 平成 30年 4月 2日

【6. 工事完了予定年月】 平成 30年 6月 1日

【7. 備考】

付議依頼理由書

- 1 本件処理施設は、一日当たり236.8トンの処理能力を有するがれき類（コンクリート類等）を破碎する工作物です。
- 2 建築基準法（以下「法」という。）第88条第2項に該当する工作物を設置する場合、当該工作物の設置にあたり法第51条の規定が準用されます。

→参考①

- 3 本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「廃棄物処理法施行令」という。）第7条第八の二号に規定する産業廃棄物処理施設に該当することから、法第88条第2項において準用する法第51条の「その他政令で定める処理施設」として位置の制限を受けることとなります。

→参考②

- 4 都市計画区域内においては、産業廃棄物処理施設は都市計画で位置が決定しているか、法第51条ただし書きによる許可を得るか、または政令で定める規模としなければならないものであるが、本施設は都市計画で位置決定されたものではなく、政令で定める規模も超えていることから、法第51条ただし書きに基づき許可申請がなされたものです。

→参考③

- 5 産業廃棄物処理施設に関する都市計画を定める者は、都市計画法第15条第1項第五号、同施行令第9条第2項第七号の規定により都道府県であることから、「秋田県都市計画審議会」の議を経ることが必要となります。

→参考④

以上のことから許可申請受理後の手続きとして、秋田県都市計画審議会に付議依頼するものです。

参考①

建築基準法第88条（工作物への準用）

（抜粋）

- 2 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で政令で指定するものについては、第3条、第6条（第3項、第5項及び第6項を除くものとし、第1項及び第4項は、第1項第一号から第三号までの建築物に係る部分に限る。）、第6条の2（第3項を除く。）、第7条、第7条の2、第7条の6から第9条の3まで、第11条、第12条第5項（第三号を除く。）及び第6項から第9項まで、第13条、第15条の2、第18条（第4項から第13項まで及び第19項から第23項までを除く。）、第48条から第51条まで、第60条の2第3項、第60条の3第3項、第68条の2第1項及び第5項、第68条の3第6項から第9項まで、第86条の7第1項（第48条第1項から第13項まで及び第51条に係る部分に限る。）、第87条第2項（第48条第1項から第13項まで、第49条

から第51条まで、第60条の2第3項、第60条の3第3項並びに第68条の2第1項及び第5項に係る部分に限る。）、第87条第3項（第48条第1項から第13項まで、第49条から第51条まで及び第68条の2第1項に係る部分に限る。）、前条、次条、第91条、第92条の2並びに第93条の2の規定を準用する。この場合において、第6条第2項及び別表第2中「床面積の合計」とあるのは「築造面積」と、第68条の2第1項中「敷地、構造、建築設備又は用途」とあるのは「用途」と読み替えるものとする。

建築基準法施行令第138条（工作物の指定）

（抜粋）

- 3 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で法第88条第2項の規定により政令で指定するものは、次に掲げる工作物（土木事業その他の事業に一時的に使用するためにその事業中臨時にあるもの及び第一号又は第五号に掲げるもので建築物の敷地（法第3条第2項の規定により法第48条第1項から第13項までの規定の適用を受けない建築物については、第137条に規定する基準時における敷地をいう。）と同一の敷地内にあるものを除く。）とする。

五 汚物処理場、ごみ焼却場又は第130条の2の2各号に掲げる処理施設の用途に供する工作物で都市計画区域又は準都市計画区域（準都市計画区域にあつては、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は第一種中高層住居専用地域に限る。）内にあるもの

参考②

建築基準法第51条（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置）

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

建築基準法施行令第130条の2の2（位置の制限を受ける処理施設）

（抜粋）

法第51条本文の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

二 次に掲げる処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）

イ 廃棄物処理法施行令第7条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設

廃棄物処理法施行令第7条（産業廃棄物処理施設）

（抜粋）

八の二 第二条第二号に掲げる廃棄物（事業活動に伴って生じたものに限る。）

又はがれき類の破碎施設であつて、一日当たりの処理能力が五トンを超えるもの

参考③

建築基準法施行令第130条の2の3（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置に対する制限の緩和）

（抜粋）

法第51条ただし書の規定により政令で定める新築、増築又は用途変更の規模は、次に定めるものとする。

一～六（略） 該当する項目なし

参考④

都市計画法第15条（都市計画を定める者）

（抜粋）

次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。

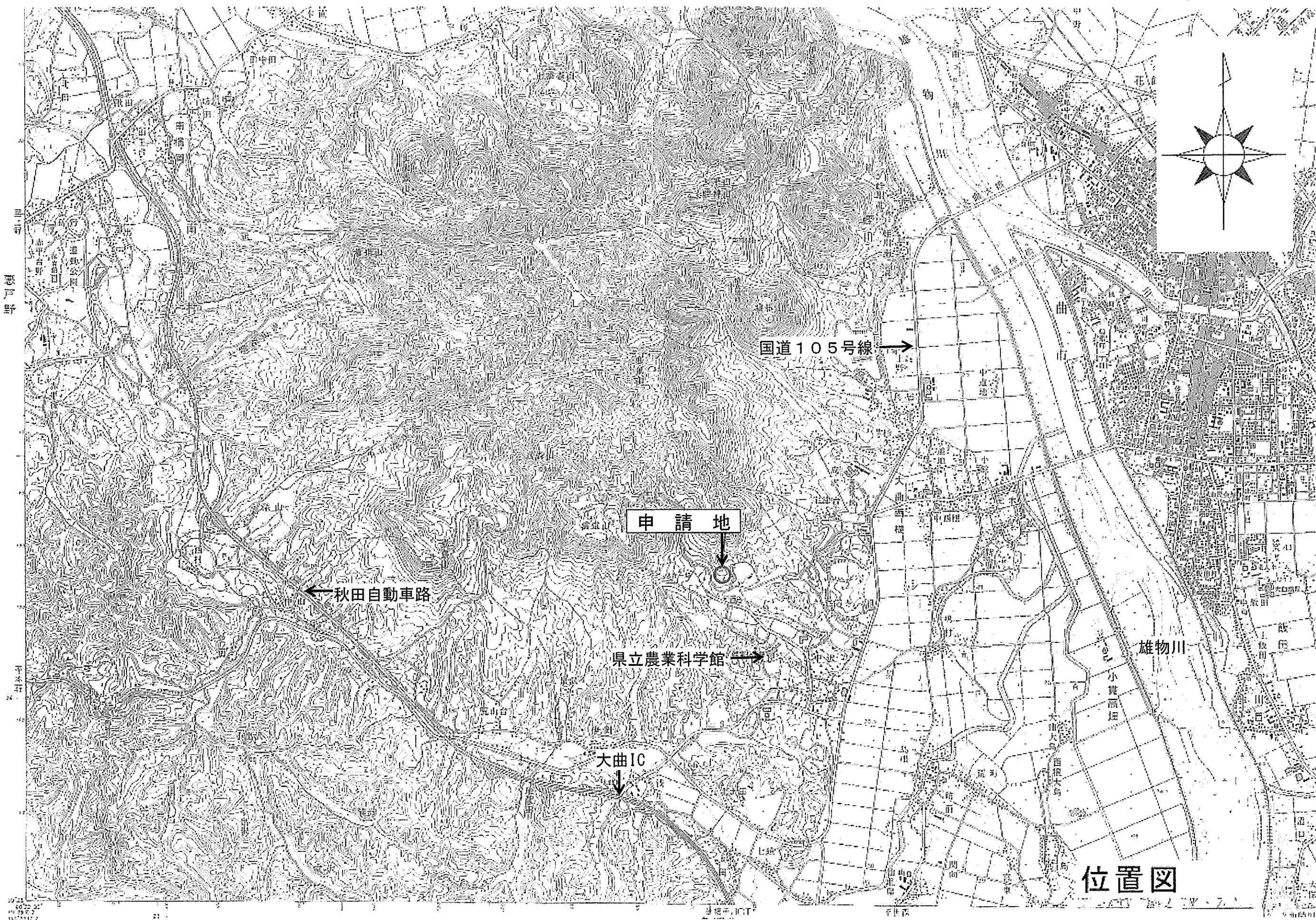
五 一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき地域地区として政令で定めるもの又は一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき都市施設若しくは根幹的都市施設として政令で定めるものに関する都市計画

都市計画法施行令第9条（都道府県が定める都市計画）

（抜粋）

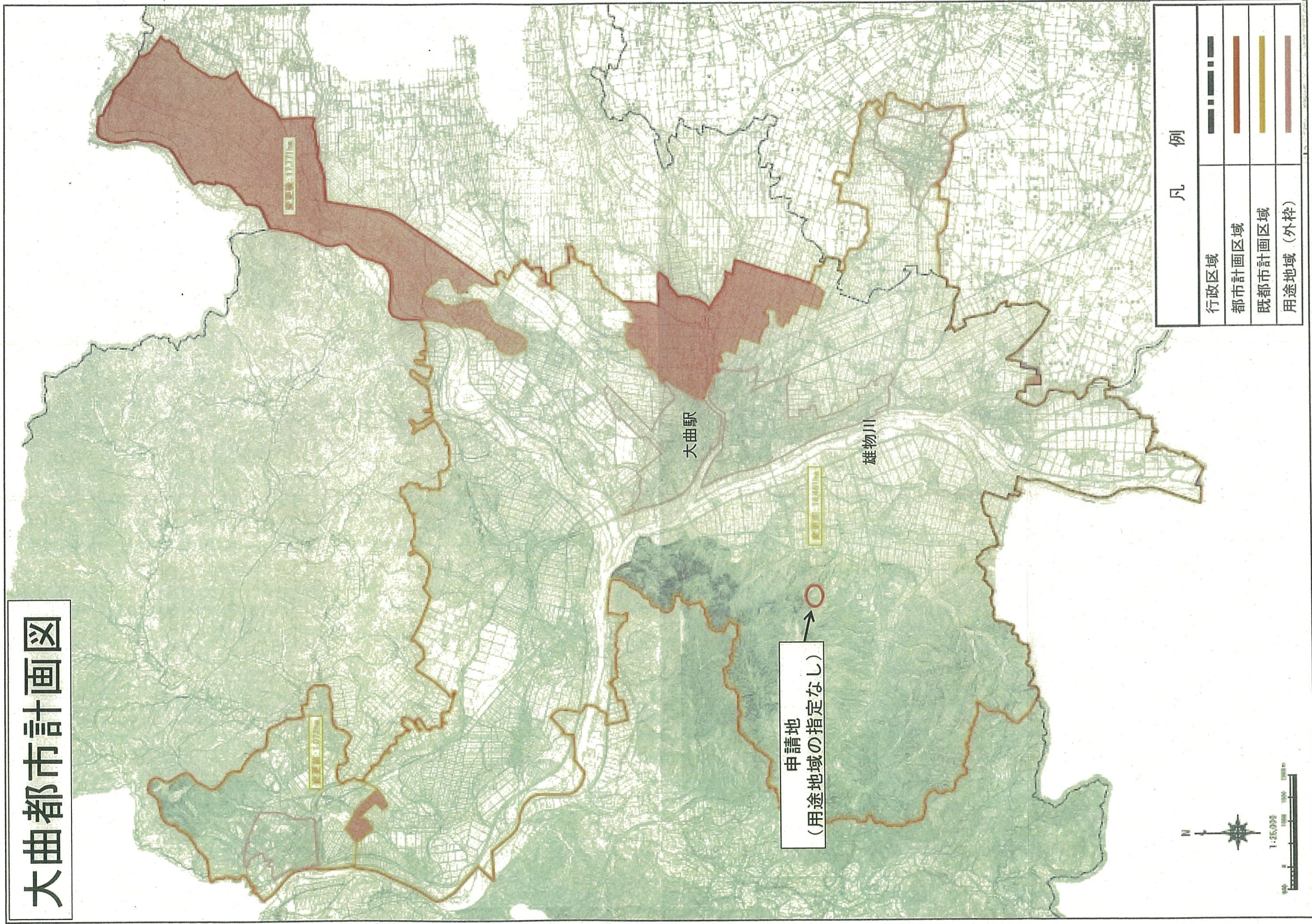
2 法第15条第1項第五号の広域の見地から決定すべき都市施設又は根幹的都市施設として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

七 産業廃棄物処理施設

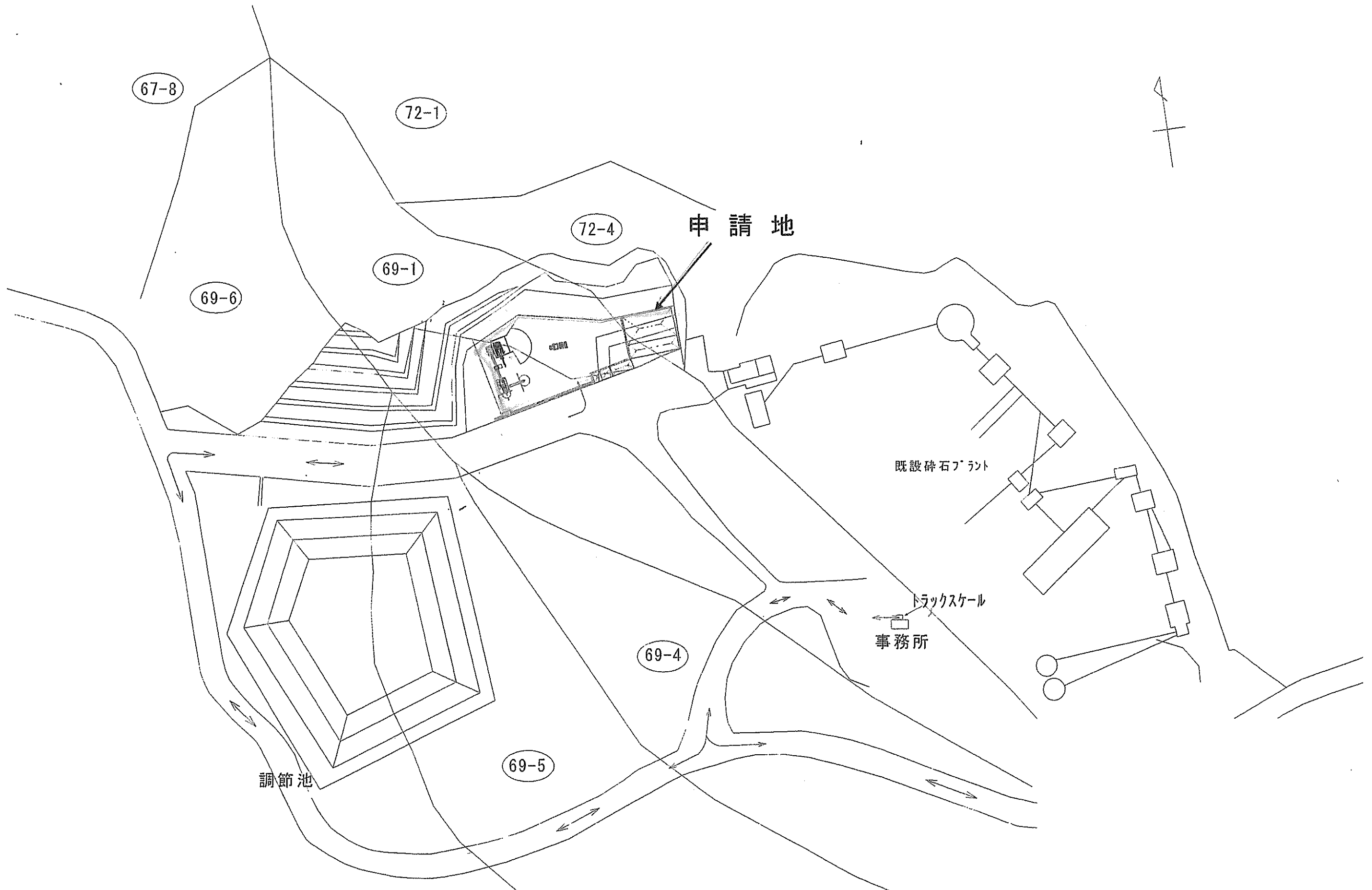


位置図

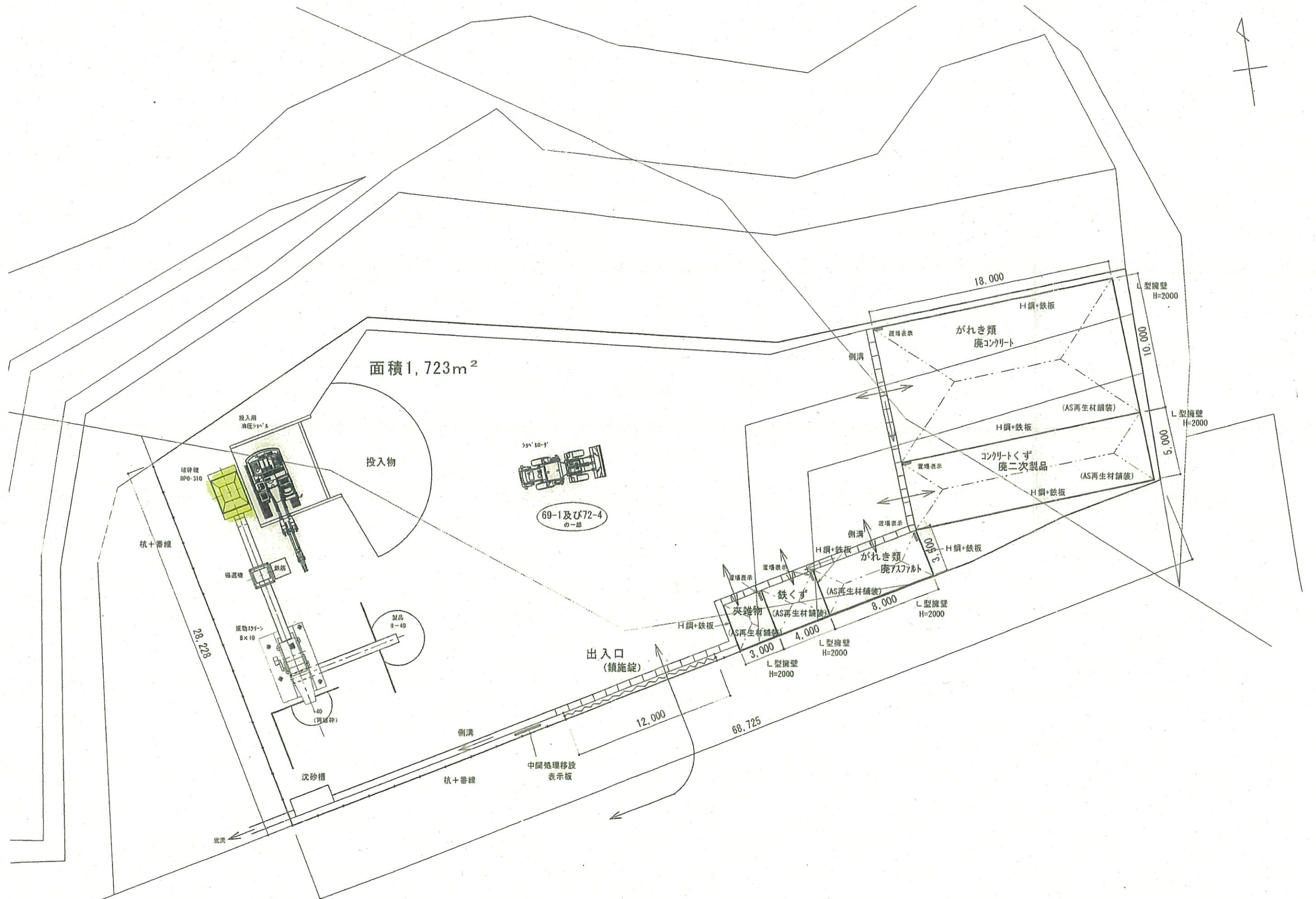
大曲都市計画図



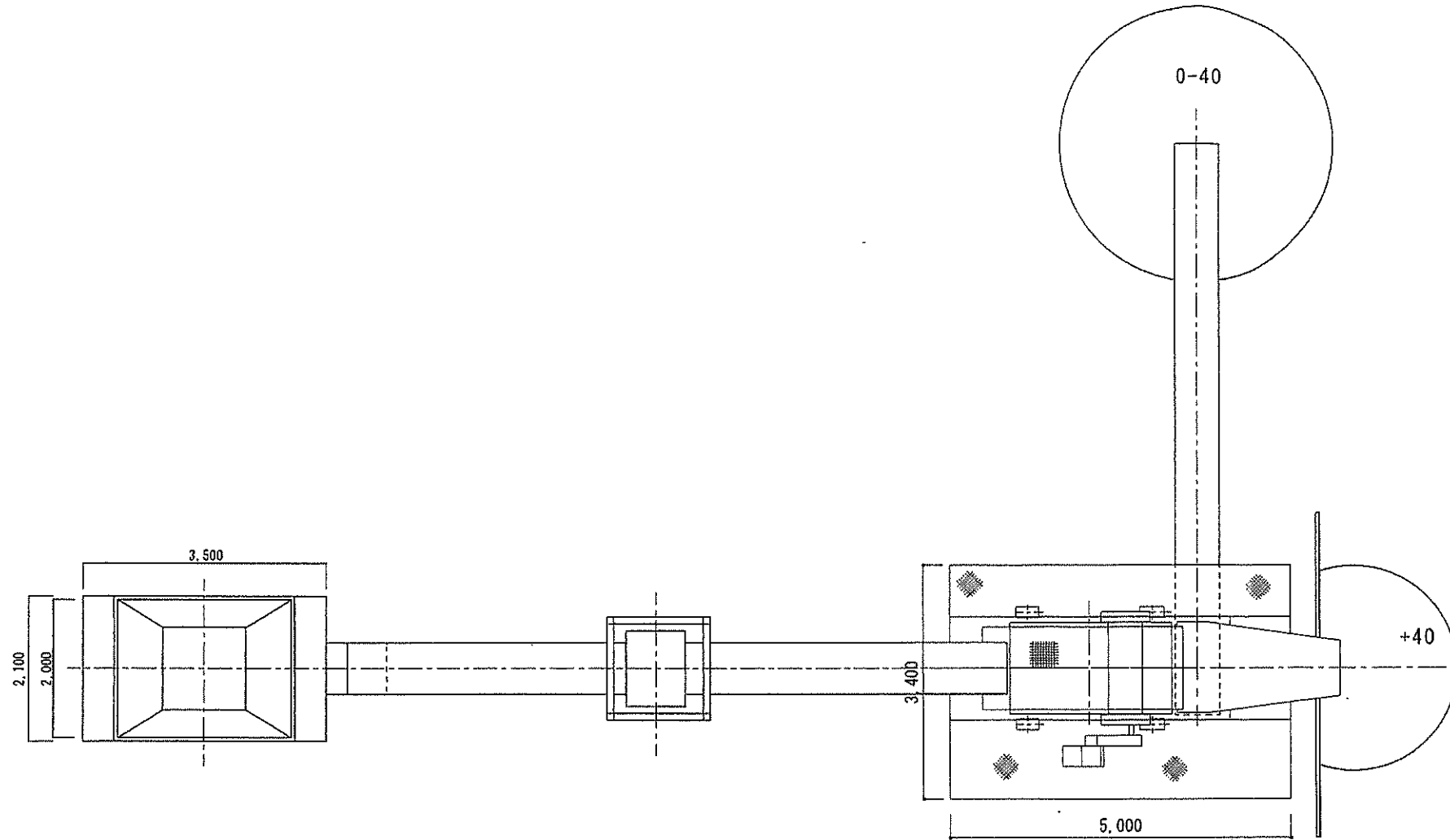
敷地配置図



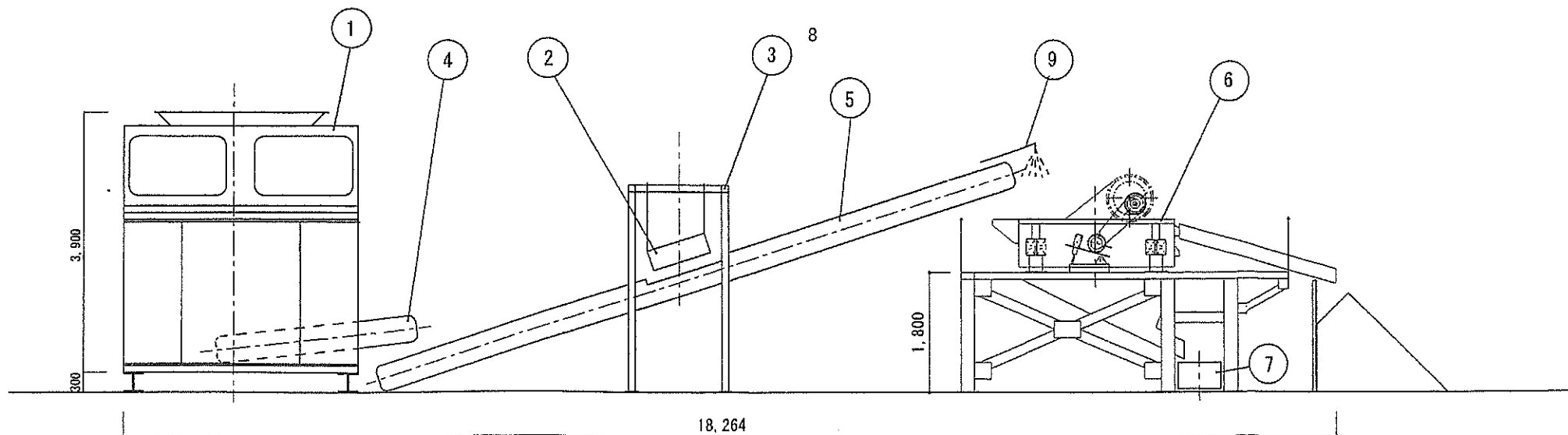
敷地配置図詳細図



工作物 平面図・立面図



番号	名称	仕様
1	破碎機	RP0310/7.5kw × 4
2	磁選機	
3	磁選機架台	
4	搭載ベルコン	PBC 600W × 3M 2.2kw
5	二次ベルコン	PBC 600W × 10M 2.2kw
6	振動スクリーン	NLH 1200 × 2400 kw
7	堆積ベルコン	PBC 500W × 9M 1.5kw
8	散水装置	



破碎処理工程

